

### 提案募集

#### 食品安全委員会が自ら行う食品の安全性に関するリスク評価の対象案件候補を募集します

#### 概要

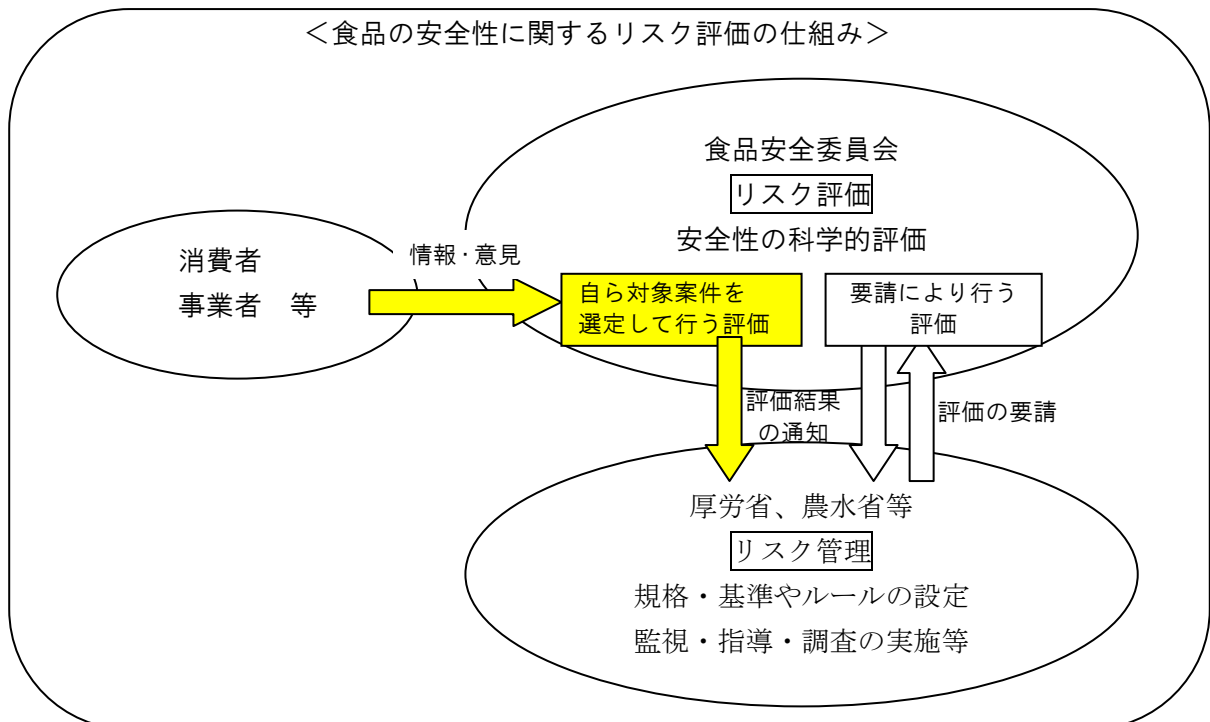
食品安全委員会は、食品の安全性を確保するため、科学的見地から、食品に含まれる様々な物質や生物等を摂取することによる人の健康への影響に関するリスク評価（食品健康影響評価）（例：ある物質が健康に悪影響を及ぼさない量の設定）を行っています。その結果を踏まえ、厚生労働省、農林水産省等は、食品の安全性が担保されるように規格・基準値やルール（例：野菜の残留農薬の基準等）の整備、監視・指導・調査の実施等を行っています。

食品健康影響評価については、厚生労働省、農林水産省等からの要請により行う評価（例：新たな食品添加物を使用する場合等）のほか、リスク評価の対象案件を自ら選定して行う評価（自ら評価）もあります。食品安全委員会は、食品健康影響評価を行ったときは、評価結果を関係省庁に通知し、適切なリスク管理措置の検討等を要請します。

今般、食品安全委員会では、「自ら評価」の対象案件を選定するに当たり、広く国民の皆様から案件候補の募集を行うことといたしました。皆様方におかれましては、日々の食生活を通じ、食品健康影響評価の実施が必要と考えられる食品やこれに含まれる物質、生物等がございましたら、積極的に御提案ください。

頂いた御提案は、食品安全委員会内での今後の検討に活用させていただきます。評価対象案件は、別添1の基準に従って、国民の健康への影響が大きいもの等が選定されることになります。

なお、これまでに食品安全委員会が自ら案件を選定して行った評価の実施例は、別添2のとおりです。



## 案件候補の提出方法

電子メール、ファックス又は郵送のうちいずれかの方法で次の事項を記入の上、提出してください。なお、電話による御提出は御遠慮ください。

### 【記入事項】

- 【1】案件候補名      【2】案件候補とする理由      【3】関連する情報等（注）（※任意）  
【4】氏名（法人の場合は法人名・部署名等）（※任意）      【5】職業（※任意）  
【6】電子メールアドレス（※任意）

（注）以下のような情報をお持ちでしたら、できるだけ詳しく御提供ください。

- ・人の健康への影響に関する情報
- ・国内外でのリスク評価及びリスク管理の状況に関する情報
- ・危害要因がどのような食品にどの程度含まれているか、人がどの程度摂取しているか等に関する情報
- ・危害要因が含まれている食品の流通状況に関する情報
- ・公表されている研究・調査の報告書、学術論文等があれば、その報告書の名称、論文表題掲載紙の名称・刊号等に関する情報

### 【宛先】

内閣府食品安全委員会事務局勧告広報課内

「自ら評価の対象案件候補」募集担当 宛

- 電子メールの場合：食品安全委員会ホームページの下記 URL より送信可能です。

<https://form.cao.go.jp/shokuhin/opinion-0250.html>

- ファックスの場合：03-3584-7392

- 郵送の場合：〒107-6122 東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル 2 2 階

なお、ファックスでお送りいただく場合には、表題を「自ら評価の対象案件候補の募集」としていただきますよう、また、郵送の場合は、封筒表面に同様の朱書きをしていただきますよう、お願いいたします。

【締め切り】 平成22年8月9日（月）（必着）

### 【提出上の留意事項】

- 提出していただく情報は、日本語によるものに限らせていただきます。
- 提出していただく情報につきまして個別に回答いたしかねますことを御了承願います。
- 対象案件候補につきましては、可能な限り具体的な情報（化学物質等に関する情報、安全性に関する評価が必要と考えられた根拠）を頂くことができれば、より委員会の議論に資するものになると考えております。

#### 【本件連絡先】

内閣府食品安全委員会事務局  
勧告広報課 西澤、三浦  
電話：03-6234-1146

## 食品安全委員会が独自に評価対象となる案件を選定する基準

食品安全委員会では、独自にリスク評価を行う対象となる案件を選定する際、以下の（１）の「選定基準」に該当するものの中から、（２）の「配慮事由」に配慮しつつ、国民の健康への影響の程度に照らして優先度を判断することとしています。

なお、（３）の「除外事由」に該当する場合は、案件とはなりません。

### （１）案件候補の選定基準

#### ① 国民の健康への影響が大きいと考えられるもの

現在健康被害が生じていないが、今後被害が生じるおそれのあるもの、又は現在健康被害が顕在化していないが、今後被害の拡大が想定されるものを含む。

#### ② 危害要因等の把握の必要性が高いもの

健康被害が生じているが、科学的知見が不十分であり、危害要因等の把握の必要性が高いもの。

### （２）案件候補の選定に当たっての配慮事由

#### ① 評価ニーズが特に高いと判断される場合

食の安全ダイヤルなどに寄せられた情報等から国民の評価ニーズが特に高いと判断される場合

#### ② 科学的知見が充足されている場合

食品健康影響評価を実施するに足る科学的知見があると判断される場合

(3) 除外事由

① 食品安全委員会の食品健康影響評価やリスク管理機関での対応が適切に行われている場合

(例)

- ・既に食品健康影響評価が行われており、評価結果に基づきリスク管理機関において管理措置が講じられている場合
  - ・リスク管理機関が規格基準等を制定している場合（現行の科学的知見に照らして基準の改定が必要と考えられる場合を除く。）
  - ・リスク管理機関において試験研究等が行われている場合
  - ・リスク管理機関が食品健康影響評価を食品安全委員会に要請することを表明するなど、将来対応が行われることが想定される場合
- ② 外部募集等により寄せられた情報で、人の健康に対し悪影響を及ぼすおそれがあることを示す具体的な出所や根拠が示されておらず、また、食品安全委員会においても確認できない場合
- ③ 過去に企画専門調査会で審議されたが対象候補にならなかったもの、又は対象候補として食品安全委員会に報告されたが食品健康影響評価が行われなかったもので、その後、新たな科学的知見が得られていない場合
- ④ 食品健康影響評価を行うことが技術的に困難な場合

## 食品安全委員会が自ら行うリスク評価について

食品安全委員会では、リスク管理機関（厚生労働省、農林水産省等）からの諮問によらない場合でも、食品安全委員会が行う情報収集の分析結果又は研究者、消費者や関係事業者等からの意見を契機に、食品安全委員会が自ら必要性を判断し、リスク評価を実施しています。

### ＜これまでの具体的な事例＞

- 「日本における牛海綿状脳症（BSE）対策について－中間とりまとめ－」
  - ・ 平成16年9月9日食品安全委員会（第61回）において、「中間とりまとめ」を了承。広く公表するとともに、厚生労働省及び農林水産省に対して通知。
  
- 食中毒原因微生物に係る食品健康影響評価
  - ・ 平成16年12月16日食品安全委員会（第74回）において、自ら評価の実施を決定。
  - ・ 全国2か所において開催した意見交換会を踏まえ、平成19年7月19日食品安全委員会（第199回）において、カンピロバクターの評価を実施することを決定。
  - ・ 平成21年4月27日微生物・ウイルス専門調査会において、評価書（案）を取りまとめ。
  - ・ 平成21年6月26日に評価結果を厚生労働省及び農林水産省に対して通知。
  - ・ 現在、残りの優先評価3案件（牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌、鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディス、カキを中心とする二枚貝中のノロウイルス）についてリスクプロファイルの更新作業を行い、次に行う案件の選定に関する検討を進めているところ。
  
- 我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価
  - ・ 平成19年5月17日食品安全委員会（第190回）において、自ら評価の実施を決定。
  - ・ リスク評価に係る情報収集のため、各国に対して質問書を発出し、回答のあったものから順次、プリオン専門調査会において調査審議を実施しているところ。
  - ・ オーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカラグア、ブラジル、ハンガリーの8カ国について、平成22年2月25日に評価結果を厚生労働省及び農林水産省に対して通知。

## ○ 食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価

- ・ 平成20年4月17日食品安全委員会（第234回）において、自ら評価の実施を決定。
- ・ 現在、化学物質・汚染物質専門調査会の下に鉛ワーキンググループを設置し、調査審議を行っているところ。

## ○ かび毒「デオキシニバレノール及びニバレノール」に関する食品健康影響評価

- ・ 平成21年3月19日食品安全委員会（第278回）において、かび毒「デオキシニバレノール及びニバレノール」を平成20年度自ら評価案件として決定。
- ・ 現在、かび毒・自然毒等専門調査会において、調査審議を行っているところ。

## ○ かび毒「オクラトキシンA」に関する食品健康影響評価

- ・ 平成21年3月19日食品安全委員会（第278回）において、かび毒「オクラトキシンA」を平成20年度自ら評価案件として決定。（併せて、同日付で自ら評価案件として決定されたかび毒「デオキシニバレノール及びニバレノール」から調査審議を開始することを決定。）
- ・ 現在、食品安全確保総合調査において、評価に必要なデータの収集・整理を行っているところ。

## ○ 食品中のヒ素（有機ヒ素・無機ヒ素）に関する食品健康影響評価

- ・ 平成21年3月19日食品安全委員会（第278回）において、「食品中のヒ素（有機ヒ素・無機ヒ素）」を平成20年度自ら評価案件として決定。
- ・ 現在、化学物質・汚染物質専門調査会汚染物質部会において、調査審議を行っているところ。

## トランス脂肪酸に関する食品健康影響評価

- ・ 平成22年3月18日食品安全委員会（第324回）において、「トランス脂肪酸」を平成21年度自ら評価案件として決定。

## アルミニウムに関する食品健康影響評価

- ・ 平成22年3月18日食品安全委員会（第324回）において、「アルミニウム」を平成21年度自ら評価案件として決定。